

福岡県公報

平成25年2月1日
第3467号

目次

告示(第121号-第140号)

○大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業振興課) …………… 1
○県営土地改良事業計画の決定	(農村森林整備課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 3
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 4
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 5
○市街地再開発組合の設立の認可	(都市計画課) …………… 5
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 6

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6
○保安林の皆伐面積の限度の公表	(農山漁村振興課) …………… 7

公 告

○管理理容師資格認定講習会の指定	(保健衛生課) …………… 7
○管理美容師資格認定講習会の指定	(保健衛生課) …………… 8
○建築協定の廃止の認可	(建築指導課) …………… 8

雑 報

○ホテルレガロ福岡の経営受託事業者の募集	(総務事務センター) …………… 8
----------------------	--------------------

告 示

福岡県告示第121号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 届出年月日
平成25年1月17日
- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 (仮称) ニトリ八女店
 - 所在地 福岡県八女市蒲原字以多礼771番1ほか
- 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称	住 所
株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号

(2) 当該大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称	住 所
--------	-----

株式会社ニトリ	北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号
---------	-----------------------

- 4 大規模小売店舗を新設する日
平成25年9月18日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,414平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物南側	55

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐車場の位置	収容台数(台)
建物東側	27

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

荷さばき施設の位置	面積(平方メートル)
建物西側	102

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

廃棄物等の保管施設の位置	容量(立方メートル)
建物内西側	29.79

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者の氏名	開店時刻	閉店時刻
株式会社ニトリ	午前9時	午後9時

(2) 駐車場において来客の自動車が駐車することができる時間帯

午前8時30分から午後9時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

2箇所 建物敷地南側及び東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時00分から午後10時00分

福岡県告示第122号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営筑後市2期地区土地改良(農業用ため池整備)事業計画書の写し	平成25年2月1日から 平成25年3月4日まで	筑後市役所

福岡県告示第123号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町大字下府字裏363番1、363番3から363番14まで、364番2、364番3、365番2及び365番4並びに宇高旅436番3、439番2、439番3、441番3及び441番12

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市南区野間四丁目4番31-1

有限会社エルレーヴ

代表取締役 川越 民子

福岡県告示第124号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
中間市土手ノ内二丁目193番14及び193番83から193番88まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市博多区博多駅前一丁目22番16
株式会社トレスクリエイトプラス
代表取締役 野田 将宏

福岡県告示第125号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡	県道	猪 野 土 井 線	前	糟屋郡久山町大字山田1389番1先から 糟屋郡久山町大字山田1360番3先まで	6.2 ～ 22.0	550.0
			後	糟屋郡久山町大字山田1389番1先から 糟屋郡久山町大字山田1360番3先まで	10.5 ～ 22.0	550.0

福岡県告示第126号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
南筑後	県道	大牟田 高 田 線	前	大牟田市大字岩本180番1先から 大牟田市大字岩本1141番5先まで	5.6 ～ 21.0	830.0
			後	大牟田市大字岩本180番1先から 大牟田市大字岩本1141番5先まで	5.6 ～ 21.0	830.0
			後	大牟田市大字岩本180番1先から 大牟田市大字岩本1141番5先まで	10.5 ～ 38.5	700.0

福岡県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
京 築	県道	寒 田 下 別 府 線	前	築上郡築上町大字下深野54番1先から 築上郡築上町大字袈裟丸571番1先まで	5.0 ～ 11.0	320.0
			後	築上郡築上町大字下深野54番1先から 築上郡築上町大字袈裟丸571番1先まで	8.0 ～ 13.0	320.0

福岡県告示第128号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂	一般国道	385号	前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	6.9 ～ 46.0	3,205.0
			前	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 109.5	3,403.0
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1332番38先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	8.0 ～ 51.0	1,399.5
			後	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山3番9先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1056番2先まで	10.5 ～ 109.5	3,403.0

福岡県告示第129号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	385号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1332番38先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1119番1先まで
那 珂	385号	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1561番3先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山1091番5先まで

福岡県告示第130号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
那 珂	入部 中原線 停車場	筑紫郡那珂川町大字五ヶ山132番1先から 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山168番1先まで

福岡県告示第131号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成25年2月1日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

那珂	後野線 福岡	筑紫郡那珂川町片縄西4丁目983番6先から 筑紫郡那珂川町片縄西5丁目868番3先まで
----	-----------	--

福岡県告示第132号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糸島市多久字元多久671番3
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
糸島市多久657番地
住吉 聡史、住吉 由美子

福岡県告示第133号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字須恵字松ヶ浦126番58、126番92及び132番11
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
糟屋郡須恵町大字須恵142-1
有限会社総合福祉サービスアイル
代表取締役 赤尾義貞

福岡県告示第134号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第

36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡新宮町杜の宮一丁目840番4及び840番423から840番433まで、杜の宮二丁目840番2及び840番420から840番445まで、緑ヶ浜一丁目1592番1219及び1592番1224並びに下府七丁目1592番856及び1592番864
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市中央区天神一丁目11番17号
西日本鉄道株式会社
代表取締役 竹島 和幸

福岡県告示第135号

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第11条第2項の規定に基づき、市街地再開発組合の設立を認可したので、同法第19条第2項の規定により次のように公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 1 組合の名称
吉原町1番地区市街地再開発組合
- 2 施行地区
飯塚市吉原町511番1、511番3、511番8、511番9、511番10、512番1、512番2、550番3、550番4及び551番2
- 3 事務所の所在地
飯塚市吉原町10番7号
- 4 設立認可の年月日
平成25年1月23日
- 5 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 6 公告の方法

福岡県公報に登載するほか、施行地区内の組合が適当と認める場所に掲示して行う。

7 事業施行予定期間

組合設立認可公告の日から平成27年8月まで

福岡県告示第136号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) コメリパワー川崎店
- (2) 所在地 福岡県田川郡川崎町田原宮迫1248-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第137号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び久留米中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 にしてつストア三潅店

(2) 所在地 福岡県久留米市三潅町早津崎811番1号ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第138号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ゆめタウン遠賀
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡遠賀町松の本一丁目1番1号

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

変更後の状態において、地域住民及び小売業からの意見等は寄せられておらず、適正な配慮がなされているものと判断いたします。

福岡県告示第139号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字宮ノ前161番2及び162番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市津古839番地39

松尾 晴吾

松尾 和美

福岡県告示第140号

平成25年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法施行令（昭和26年政令第276号）第4条の2第3項の規定により、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度を、次のように公表する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

森林計画区	保安林の種類	単位区域	同一の単位とされる区域	皆伐面積の限度 (単位ヘクタール)
筑後・矢部川	水源かん養保安林	矢部川	筑後・矢部川森林計画区	669.15
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	253.72
〃	水源かん養保安林	筑後川	〃	730.51
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	264.02
福岡	水源かん養保安林	福岡	福岡森林計画区	918.79
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	241.39
〃	干害防備保安林	筑紫野	筑紫野市	1.18
遠賀川	水源かん養保安林	遠賀川	遠賀川森林計画区	1172.43
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	109.08
〃	干害防備保安林	嘉麻	嘉麻市	0.02
〃	〃	宮若	宮若市	0.20
〃	〃	飯塚	飯塚市	0.32
〃	水源かん養保安林	北九州	遠賀川森林計画区	341.94
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	109.23
〃	水源かん養保安林	今川	〃	813.67
〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	237.00
福岡、筑後・矢部川	保健保安林	福岡、筑後川、矢部川	筑後・矢部川森林計画区 福岡森林計画区	197.50

遠賀川	〃	北九州、遠賀川、今川	遠賀川森林計画区	274.41
-----	---	------------	----------	--------

公 告

公告

理容師法（昭和22年法律第234号）第11条の4第2項の規定に基づき、管理理容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

- 主催者
財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号
- 講習会の会場
福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号
- 受講申込み及び問合せ先
財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）
- 講習会の日程
次の第1回から第3回までの日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成25年	6月17日（月）、6月24日（月）、7月1日（月）
第2回	平成25年	8月26日（月）、9月2日（月）、9月9日（月）
第3回	平成25年	11月18日（月）、11月25日（月）、12月2日（月）
- 講習会の科目及び時間数
公衆衛生学 4時間
理容所の衛生管理 14時間
- 受講予定人数
第1回20名、第2回20名、第3回20名

7 受講料
18,000円

公告

美容師法（昭和32年法律第163号）第12条の3第2項の規定に基づき、管理美容師資格認定講習会として次の講習会を指定したので、公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 主催者

財団法人理容師美容師試験研修センター
東京都江東区有明三丁目7番26号

2 講習会の会場

福岡生活衛生食品会館
福岡市博多区千代一丁目2番4号

3 受講申込み及び問合せ先

財団法人理容師美容師試験研修センター九州ブロック事務所
福岡市博多区千代一丁目2番4号（電話：092-632-4501）

4 講習会の日程

次の第1回から第3回までの日程のいずれかを選択すること。

第1回	平成25年	6月17日（月）、6月24日（月）、7月1日（月）
第2回	平成25年	8月26日（月）、9月2日（月）、9月9日（月）
第3回	平成25年	11月18日（月）、11月25日（月）、12月2日（月）

5 講習会の科目及び時間数

公衆衛生学 4時間
美容所の衛生管理 14時間

6 受講予定人数

第1回130名、第2回160名、第3回130名

7 受講料
18,000円

公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条第1項の規定に基づき、次の建築協定の廃止を認可したので、同条第2項の規定により公告する。

平成25年2月1日

福岡県知事 小川 洋

1 建築協定の認可番号及び認可年月日

認可番号 第13号

認可年月日 昭和59年3月22日

2 建築協定区域の地名

大野城市横峰二丁目1087番1ほか

3 建築協定区域の面積

1,426㎡

雑 報

公告

「ホテルレガロ福岡」の経営受託事業者を次のとおり募集します。

平成25年2月1日

地方職員共済組合福岡県支部長

福岡県知事 小川 洋

1 レガロの概要

(1) 所在地

福岡市博多区千代1丁目20番31号

(2) 建物の概要

ア 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上8階・地下1階

イ 延床面積 10,210.51㎡

（うち福岡県職員健康管理センター4～5階を除くホテル部門面積は8,614.29㎡）

ウ 敷地面積 3,000.00㎡（福岡県所有）

エ 完成年月 平成10年5月

(3) 施設の基本コンセプト

宿泊、会議などの機能を持ち、利用者のニーズに合致した総合型シティホテルを目指す。

(4) 施設概要

ア 宿泊（6～8階 客室56室 定員74名）

	区分	広さ	客室数	定員	ベッドサイズ
客室	シングル	18.0㎡	34	34	125×205cm
	シングル（デラックス）	20.7㎡	6	6	125×205cm
	ツイン	25.0㎡	9	18	115×205cm
	ツイン（デラックス）	34.9㎡	2	4	125×205cm
	ツイン（バリアフリータイプ）	36.1㎡	1	2	100×195cm
	ダブル	26.3㎡	3	6	210×205cm
	和室	34.9㎡	1	4	-
計			56	74	

注：部屋面積は各部屋によってそれぞれ異なる。

イ 宴会・会議・婚礼（2～3階）

会場名		面積・帖数	収容人数（正餐）
洋室	レガロホール（A B）	501㎡	280名
	レガロホール（A）再掲	294㎡	160名
	レガロホール（B）再掲	207㎡	120名
	ローズルーム	172㎡	90名
	カトリア	95㎡	60名
	アゼリア	44㎡	20名
	サルビア	35㎡	20名
和室	千代の間	49帖	64名
	松風の間	20帖	22名
	飛梅の間	10帖	10名
	竹葉の間	10帖	10名

ウ 婚礼施設（2階）

式場（神式、チャペル式）、衣装室、美容室、写真室

エ レストラン（1階）

客席数約60席

オ 駐車場

地下駐車場約20台

（隣接県有地に約30台分の地上駐車場もあり）

カ 福岡県職員健康管理センター（4～5階）

福岡県及び地方職員共済組合福岡県支部（以下「支部」という）がその運営を行う。

2 公募スケジュール

(1) 公募申込受付期間

平成25年2月1日（金）～2月28日（木）

(2) 現場説明会申込受付期間

平成25年2月1日（金）～2月7日（木）

(3) 現場説明会

平成25年2月8日（金）

(4) 質問受付期間

平成25年2月8日（金）～2月13日（水）

(5) 質問回答予定日

平成25年2月19日（火）

(6) 第1次審査予定日

平成25年3月上旬

(7) 第2次審査予定日

平成25年3月下旬

3 委託の基本的条件等

(1) 委託内容

ホテル経営業務及び福岡県職員健康管理センターを含む施設全体の管理業務

(2) 委託形式

経営委託

- ア 経営上の収支は全て事業者に帰属するものとする。
- イ 収支がプラスとなった場合は全て事業者の利益となるが、マイナスとなった場合の経営責任は事業者が負うものとする。従って、収支が赤字の場合においても、県・支部は補填を行わない。
- ウ 事業者は収支の多少の如何にかかわらず、下記(3)施設使用料を支部に支払うものとする。
- エ 期間は下記(4)とし、原則として事業者の任意による途中解約等は認めない。

(3) 施設使用料

- ・ 応募者が各年度ごとに提示するものとする。
- ・ 提示は、「定額」、「定率」又は「定額及び定率の組み合わせ」のいずれでも可とする。

(4) 契約期間

- ・ 平成25年10月1日～平成30年3月31日（4年6月間）
- ・ 契約更新は協議の上、以後1年毎に更新

(5) 経費負担

ア 支部負担

施設の躯体（基礎、柱、梁、壁面、床等）、電気・空調及び衛生設備の主要部分について、現状を維持するための必要最小限度の修繕（経年劣化した性能や機能の原状回復を目的としたもの）について、予算の範囲内で支部が負担

イ 事業者負担

- ・ 人件費、光熱水費、消耗品費等ホテル業務に要する経費
- ・ 企画提案に係る改装（サービス向上や業務の効率化等に伴う改装・レイアウト変更）や新規の設備の購入、設備の改良、備品購入等
- ・ 支部で設置した厨房設備や備品等について、事業者の責に起因する修繕等は事業者の負担
- ・ その他軽微な修繕

ウ 県の負担

福岡県職員健康管理センター（4～5階）の光熱水費や建物設備管理費等は、

計量メーターや面積・稼動時間等の比率により按分して、予算の範囲内で県が負担

エ その他

- ・ 既存の備品、消耗品等は支部が事業者は無償で貸し付けるが、それらの修繕、新規の買替え等一切の費用は事業者の負担とする。
- ・ 契約満了時、又は契約が解除されたときにおいて、事業者の投じた有益費及び必要費があっても、その一切の費用について、事業者は支部に請求できない。

(6) 契約保証金

- ・ 施設使用料の総額の10分の1又は200万円のいずれか高い額とする。
- ・ なお、契約保証金は、(4)の契約期間満了時に無利子にて返還するが、事業者の責任で契約期間満了がなされない場合には、返還しない。

(7) 宿泊施設名称

- ・ 原則として「ホテルレガロ福岡」とする。
- ・ 施設の名称について変更の希望がある場合は、次の条件を満たす場合に限り提案できるものとする。

ア 施設の名称変更がホテルのイメージアップ等、施設の活性化につながるものであること。

イ 施設の名称変更に伴う施設改装、備品・消耗品、商標登録に関する経費等、費用の一切を事業者負担とすること。

（「レガロ」及び「R（ロゴマーク）」については当支部より商標登録済）

ウ 契約満了時に原状回復を行うこと。ただし、支部が原状回復の必要性がないと認めた場合については、この限りではない。

エ 名称使用料を負担すること。

(8) 営業報告等

受託期間中、事業者は支部に対し、次の事項について報告等の義務を負うこととする。

ア 年間事業計画書（収支計画、販促計画、修繕保守計画、料金表等）
事業者が各年度当初に支部に提出

- イ 運営報告（利用状況報告、損益報告等）
毎月の運営状況等について、事業者が支部に毎月報告
- ウ 帳簿の保存
経営受託にかかわる諸帳簿及び領収書など証拠書類は最低5年間保存
- エ 決算報告
当該年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書等）を提出
- オ 上記のほか、事業者は支部からの求めに応じ、随時施設経営に関する報告を行うものとする。

(9) 使用上の制限

- ア 法令等の遵守
施設の管理・運営に当たっては、旅館業法等関係法令を遵守し、かつ、支部の指示に従うものとする。

イ 目的外使用の禁止

- ・ 建物を、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用に供することはできない。また、これと同等又はこれに類似する用に供することもできない。
- ・ 建物を、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供することはできない。また、これと同等又はこれに類似する用に供することもできない。

ウ 建物使用上の制限

- ・ 施設の増築は禁止する。
- ・ 現在の客室数（56室）及び客室定員（74名）を超える改築等は、原則として実施できない。

(10) 契約解除条項

契約期間の満了がなされない等、契約の条項に違反した場合、又は債務不履行があったときその他の事由が生じたときは、契約解除権、違約金の請求、損害賠償の

請求などをする権利を当支部が有することとする。

(11) その他

- ア 第三者への業務の全面委託はできない。ただし、委託業務の一部については、あらかじめ支部の承認を得て委託することが可能とする。
- イ 利用料金は企画提案によるものとする。ただし、共済組合員（地方公務員）及び福岡県民のレガロ利用に対しては、優遇措置を講ずるよう配慮をお願いする。
- ウ 現従業員雇用について、前受託事業者から依頼等がなされた場合には配慮をお願いする。
- エ 地元業者への優先発注、県産食材の積極的な活用をお願いする。
- オ 受託後、運営途中に、事業者の任意による施設の改装や業態変更をする場合は支部の承認が必要である。また、施設の改装や業態変更に伴う一切の費用については事業者の負担とする。

4 応募資格

日本国内においてホテル等の宿泊施設の経営実績があり、ホテルレガロ福岡の経営についてホテル及び建物管理等の関係法令の許可等を得て経営できる企業・団体（法人格を有する者）で、次に該当すること。

- (1) 法人の代表者が成年被後見人、被保佐人、破産者でないこと。
- (2) 会社更生法及び民事再生法等による手続中の団体でないこと。
- (3) 指定暴力団又はその傘下に属し、あるいはその他反社会的勢力とされる団体でないこと、代表者及び役員その他従業員の一人もその構成員あるいは準構成員でないこと。
- (4) 団体及びその代表者に税金の滞納がないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札参加の制限をされているものでないこと。
- (6) 公募開始日から契約締結日までの間、福岡県の指名停止期間中でないこと。

5 提出書類

提出書類は下記(1)から(8)までを一式とし、正本1部、副本8部を提出すること。

- (1) ホテルレガロ福岡経営受託申込書
- (2) ホテルレガロ福岡経営計画書（その1～7）

- (3) 定款
- (4) 登記事項証明書（登記簿謄本）
- (5) 印鑑証明書
- (6) 財務諸表等（申込書提出日の属する事業年度の直前3事業年度分）
貸借対照表、損益計算書その他経営の状況を明らかにする書類
※ 3月期決算の事業者は、平成21、22、23年度分の財務諸表等が必要
- (7) 納税証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ・ 県税に未納のないことの証明書
※ 福岡県内に本店・支店・営業所等がある場合は福岡県の証明書、それ以外
の場合は本社所在都道府県の証明書
 - ・ 消費税及び地方消費税に未納のないことの証明書
- (8) 法人の概要、沿革及び事業内容が分かる資料
パンフレット等
- 6 作成上の注意
- (1) 言語：日本語
- (2) 通貨：日本国通貨
- (3) 単位：日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位
- (4) 提出方法
- ・ 「5 提出書類」の(8)を除く(1)～(7)の資料については、一部ずつJIS規格A4ファイルに番号順に整理し、インデックスを貼り付けの上、とじて提出すること。
 - ・ また、用紙下欄中央にページを付すこと。
- 7 申込手続
- 申込は、申込期間内に、次の(2)の申込場所へ「5 提出書類」を持参又は郵送（提出期限内必着の配達証明付き書留郵便による。）すること。
- なお、申請書様式等については福岡県庁HP（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。
- (1) 申込期間 平成25年2月1日（金）午前9時から
平成25年2月28日（木）午後5時まで（必着）

- 持参の場合は受付時間を午前9時から午後5時までとする。
ただし、福岡県の休日を守る条例（平成元年福岡県条例第23号）
第1条第1項に規定する県の休日には受領できない。
- (2) 申込場所 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁3階南棟
地方職員共済組合福岡県支部（総務部総務事務センター共済組合班）
Tel：092-643-3047
Fax：092-631-4419
- (3) その他 受託申込書及び経営計画書の提出は、1者につき1件とする。
当応募に係る費用等は全て応募者の負担となる。
応募書類は返却しない。
以上を了承の上で申し込むこと。
- 8 説明会
詳細について、次のとおり説明会を開催する。
- (1) 日時 平成25年2月8日（金）午前10時から
- (2) 場所 ホテルレガロ福岡2階 カトレアの間
- (3) 参加方法 開催日前日の午後5時までに、地方職員共済組合福岡県支部へ「説明会参加申込書」を持参又はFaxで申し込むこと。
なお、参加人数は各応募者2名以内とする。
※ 地方職員共済組合福岡県支部Fax：092-631-4419
- 9 質疑
- (1) 受付期間 平成25年2月8日（金）から
平成25年2月13日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 質問方法 地方職員共済組合福岡県支部へ「質問票」をFax送付すること。
※ 地方職員共済組合福岡県支部Fax：092-631-4419
- (3) 回答予定 平成25年2年19日（火）
- (4) 回答方法 質問者及び説明会参加者全員へFax又は電子メールで回答する。
- 10 施設設計図の閲覧
施設の設計図について、次のとおり閲覧を実施する。

- (1) 閲覧期間 平成25年2月1日(金)午前9時から
平成25年2月21日(木)午後5時まで
- (2) 閲覧場所 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁3階南棟
地方職員共済組合福岡県支部(総務部総務事務センター共済組合班
)
Tel:092-643-3047
Fax:092-631-4419
- (3) その他 閲覧は予約制とする。閲覧を希望する場合は、事前に上記連絡先へ
申し込むこと。
閲覧は上記の場所で行う。閲覧の際には名刺及び印鑑を持参すること。
なお、設計図の貸出及び複写は禁止する。

11 委託業者の決定方法

(1) 概要

「ホテルレガロ福岡経営委託業者選考委員会」において、第1次審査・第2次審査を実施し、各審査結果の合計点が最も高い事業者を委託先候補者とする。

	配点
第1次審査 評価点 (公認会計士及び中小企業診断士による評価点の平均)	25
第2次審査 評価点 (ホテルレガロ福岡経営委託業者選考委員会委員による評価点の平均)	75
総合点	100

(2) 審査方法

ア 第1次審査予定日 平成25年3月上旬

- ・ 4年6月間の委託契約を確実に履行する能力を有するか否かを検証するため、提案者の資本金、従業員数、提出された財務諸表等により、安定した経営状況かどうかを審査する。
- ・ レガロ経営についての企画提案内容は、第1次審査の対象としない。
- ・ 第1次審査は、中立性を担保するため事業者を匿名化し、公認会計士及び中

小企業診断士が行う。

- ・ 評価においては、各項目の評価に応じ、合計25点の範囲内で評価点を与え、審査員2名による評価点の平均を第1次審査の結果とする。
 - ・ 応募業者が5者を超えた場合、上位5者以内を選考する。
- イ 第2次審査予定日 平成25年3月下旬
- ・ 第1次審査で選考された提案者から、支部が指定する場所でプレゼンテーション及び質疑を行う。
 - ・ 評価においては、各項目の評価に応じ、合計75点の範囲内で評価点を与え、審査員による評価点の平均を第2次審査の結果とする。
 - ・ 第1次審査結果と第2次審査結果との合計(総合点)により契約候補者の順位を決定し、支部は最も順位の高い委託先候補者と契約協議を行う。
 - ・ ただし、その協議が不調に終わった場合は、次順位者と協議を行う。

ウ 審査結果の通知

審査の結果は、審査後、提案者に対して通知する。

(3) 審査における評価項目

別表のとおり

(4) その他

提出書類に不備や虚偽の記載等があった場合は失格とする。

別表

評価項目

	大項目	中項目	小項目	配点
第1次	経営状況・実績	経営状況	・ 経営状況が健全か ・ 経営体力があるか ・ 履行能力があるか	25
		宿泊施設 経営実績	・ 宿泊施設の運営実績があり、経営状況は健全か	
第2次	施設運営	基本方針	・ 支部の基本コンセプトを踏まえているか ・ 利用者へのサービス向上に資するか	35
		経営計画	・ 事業計画が具体的であるか、実現性は高いか ・ 集客方法に創意工夫や独創性があるか	

		<ul style="list-style-type: none"> 施設の改装計画等は集客効果があるか 売上や利用者数見込は明確に示されているか 売上の拡大が見込めるか 	30
	運営体制	<ul style="list-style-type: none"> 運営体制が明確なものであるか 利用者への安全対策は適正であるか 	
収支等	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画の実現性が高いか 	30
	施設使用料	<ul style="list-style-type: none"> 施設使用料の金額は妥当か 施設使用料の実現性が高いか 	
その他	その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> 業務開始までのスケジュールが具体的であるか アピールできる事項や優位性が認められるか 	10
合 計			100